

「岩手県国土強靱化地域計画」（仮称）における

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果に基づく

対応方策（素案）

1. いかなる大規模自然災害が発生しようとも人命の保護を最大限図る

1-1) 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

《住宅・病院・学校等の耐震化》

【総務部、保健福祉部、商工労働観光部、県土整備部、教育委員会事務局】

（住宅の耐震化）

- 住宅の耐震化を一層促進するために、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施していく。

[KPI] 住宅の耐震化率 73.0% (H25) ⇒ (今後設定) % (H32)

（大規模建築物の耐震化）

- 大規模建築物の耐震化を促進するために、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村との連携を図りながら、民間所有の大規模建築物への耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施していく。

（病院の耐震化）

- 災害拠点病院については、移転新築する病院を除き全て耐震化済みであるが、未耐震の医療施設については、継続して国の医療提供体制整備交付金を活用した施設改修等の促進を図る。

[KPI] 病院の耐震化率 61.5% (H26) ⇒ 68.8% (H32)

（社会福祉施設等の耐震化）

- 災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の各種補助金、交付金等を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進する。

（公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化）

- 学校施設の安全確保及び避難場所としての防災機能強化を図るため、引き続き県立学校（中学校・高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校施設の耐震対策の促進を図る。

[KPI] 「岩手県耐震改修促進計画（非木造 3 階以上及び 1,000 m²以上）」に基づく県立学校施設の耐震化率

94.2% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

「文部科学省耐震改修状況調査（非木造 2 階以上又は 200 m²以上）」に基づく公立学校施設の耐震化率

公立高等学校の耐震化率 82.6% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

（私立学校の耐震化）

- 私立学校施設の安全性を確保するため、国の補助制度等を活用し、私立学校が行う計画的な耐震診断や耐震改修（補強）等の取組を支援する。

[KPI] 私立学校の耐震化率 72.5% (H26) ⇒ 81.0% (H32)

私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定率 68.0% (H25) ⇒ 90.0% (H32)

（県立職業能力開発施設の耐震化）

- 旧耐震基準で建設された 3 施設について、国の補助金等を利用して耐震診断を実施し、耐震性が不足と診断された施設に対しては、必要な改修工事等により耐震化を推進する。

[KPI] 県立職業能力開発施設の耐震診断実施率 33.3% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

《公営住宅の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、未策定である災害公営住宅の個別施設計画の策定を進めていく。

《市街地整備》【県土整備部】

（幹線街路整備）

- 市街地における避難路の確保及び火災の延焼拡大防止等のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、国や市町村と連携を図りながら幹線街路の整備を推進していく。

（都市公園における防災対策）

- 発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備促進のため、市町村が実施する整備事業に対して、助言等を実施していく。

[KPI] 防災公園数 52箇所(H25)⇒ 66箇所(H32)

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- 電柱の倒壊による交通の遮断を防ぐため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における無電柱化を推進していく。

《道路施設の防災対策の推進》【農林水産部、県土整備部】

- 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進する。
- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等の取組を支援する。

[KPI] 道路法面など防災施設の対策率	58.8%	(H26)	⇒	100.0%	(H32)
農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	1.0%	(H25)	⇒	100.0%	(H32)
林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	69.1%	(H26)	⇒	90.0%	(H32)

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

- 中小鉄道事業者である第3セクター鉄道に対し、国庫補助制度等を活用した安全確保対策等の取組について必要な支援を行っていく。
- 発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保のため、関係機関の連携による情報収集や情報の共有化について定めた災害対応マニュアルが有効に機能するよう、随時、見直しを実施するなど、関係機関との連携強化を図る。

《世界遺産登録資産の防災対策》【教育委員会事務局】

- 所有者（管理責任者）による管理のほか、文化財保護指導員による文化財パトロールを、世界遺産関連地域を重点地域として実施する。
- 世界遺産登録資産が地震等により被害を受けた場合に、文化財保護事業補助金を活用し、復旧を支援する。

[KPI] 文化財パトロールの実施回数 152回(H26)⇒ 156回(H32)

《空き家対策》【県土整備部】

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家再生等推進事業を活用し、不良住宅等の解体を進めるほか、空き家活用人材育成支援事業により、空き家活用による住み替え・定

住・交流の促進などの取組を担う人材の育成やサポート体制の構築など、総合的な空き家対策を推進する。

[KPI] 官民連携で空き家を活用し地域課題解決に取り組む地域数 1地域 (H26) ⇒ 6地域 (H32)

《防火対策の推進》【総務部】

- 消防設備士、危険物取扱者の免状業務や技術向上等を図るための講習の実施を通じて、火災や危険物事故の未然防止を図る。

[KPI] 消防設備士講習の実施 5回 (H26) ⇒ 35回 (H32)

《石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実》【総務部】

- 石油コンビナート等防災計画について、適切な見直しを図るとともに、計画に基づく防災体制の充実を図るため、防災訓練を定期的実施する。

[KPI] 東日本大震災津波による被害の復旧以降に実施した石油コンビナート等総合防災訓練の回数
0回 (H26) ⇒ 3回 (H32)

《避難場所等の指定・整備》【総務部、保健福祉部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

- 災害時の円滑な避難に資するため、災害対策基本法に基づく緊急避難場所及び避難所の指定を行っていない市町村に対して、指定するよう働きかけを行う。

[KPI] 緊急避難場所等を指定した市町村 22市町村 [67.0%] (H26) ⇒ 33市町村 [100.0%] (H32)

(福祉避難所の指定・協定締結)

- 災害時に円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を有する事業者との協議など市町村の取組を促進する。

[KPI] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) ⇒ 100.0% (H29)

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

- 災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、避難行動要支援者名簿の作成や発災時に名簿を活用した避難支援が行うことができる体制づくり、具体的な避難方法を定めた個別計画の策定などの市町村の取組を促進する。

[KPI] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27) ⇒ 100.0% (H29)

(消防団活動の充実強化)

- 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

[KPI] 消防団員数の維持 22,168人 (H26) ⇒ 22,168人 (H32)

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

- 地域防災力強化のため、岩手県地域防災サポーター派遣等により、地域の取組を支援し、自主防災組織の結成を促進する。
- 自主防災組織を対象とした研修会等の開催により、自主防災組織活性化に向けた支援を行う。

[KPI] 県地域防災サポーターの派遣回数 11回 (H26) ⇒ 70回 (H32)

自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (H32)

1-2) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

《津波防災施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(津波防災施設の整備)

- 人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、国の社会資本整備総合交付金（復興）や農山漁村地域整備交付金（復興）等を活用し、復興まちづくりと整合した防潮堤等の津波防災施設の整備を推進していく。

[KPI] 津波防災施設の整備延長 25.2km (H26) ⇒ 69.4km (H32)

(海岸水門等操作の遠隔化・自動化)

- 水門等の操作員の安全の確保と、津波襲来時の確実な閉鎖のため、国の社会資本整備総合交付金（復興）や農山漁村地域整備交付金（復興）等を活用し、水門本体工事の整備と併せて自動閉鎖システムの整備を推進していく。

[KPI] 海岸水門等操作の遠隔化・自動化整備完了地区数 0地区 (H26) ⇒ (今後設定)地区 (H32)

(津波防災地域づくり)

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を策定するに当たり、津波浸水想定区域図作成の前提条件となる最大クラスの津波設定の参考とするため、国の社会資本整備総合交付金（復興）等を活用し、津波痕跡調査を実施するとともに、津波浸水想定の設定に向けた津波シミュレーションの検討を進めていく。

《河川・海岸施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である水門、樋門、陸閘、ダム等の個別施設計画の策定を進めていく。

《津波避難体制の整備》【総務部、保健福祉部、農林水産部、県土整備部】

(津波避難計画の策定)

- 津波発生時の円滑な避難のため、津波避難計画策定指針に基づく津波避難計画未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行う。

[KPI] 津波避難計画を策定した市町村 9市町村 [75.0%] (H26) ⇒ 12市町村[100.0%] (H32)

(石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実)

- 石油コンビナート等防災計画について、適切な見直しを図るとともに、計画に基づく防災体制の充実を図るため、防災訓練を定期的実施する。

[KPI] 東日本大震災津波による被害の復旧以降に実施した石油コンビナート等総合防災訓練の回数

0回 (H26) ⇒ 3回 (H32)

(港湾・漁港における避難対策の推進)

- 港湾利用者の避難対策推進のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、地元自治体の避難計画に合わせ、港湾就労者や交流施設利用者を安全な高台へと誘導する施設及び避難看板等の設置等の整備を推進していく。

- 漁港利用者の早期避難を誘導するため、モデル4漁港において、漁港施設機能強化事業により、津波避難誘導デッキの整備を推進する。

[KPI] 津波避難誘導デッキの整備割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

《避難場所等の指定・整備》【総務部、保健福祉部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

- 災害時の円滑な避難に資するため、災害対策基本法に基づく緊急避難場所及び避難所の指定を行っていない

い市町村に対して、指定するよう働きかけを行う。

[KPI] 緊急避難場所等を指定した市町村 22 市町村 [67.0%] (H26) ⇒ 33 市町村[100.0%] (H32)

(福祉避難所の指定・協定締結)

- 災害時に円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を有する事業者との協議など市町村の取組を促進する。

[KPI] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) ⇒ 100.0% (H29)

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

- 災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、避難行動要支援者名簿の作成や発災時に名簿を活用した避難支援が行うことができる体制づくり、具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定などの市町村の取組を促進する。

[KPI] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27) ⇒ 100.0% (H29)

(消防団活動の充実強化)

- 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

[KPI] 消防団員数の維持 22,168 人 (H26) ⇒ 22,168 人 (H32)

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

- 地域防災力強化のため、岩手県地域防災サポーター派遣等により、地域の取組を支援し、自主防災組織の結成を促進する。
- 自主防災組織を対象とした研修会等の開催により、自主防災組織活性化に向けた支援を行う。

[KPI] 県地域防災サポーターの派遣回数 11 回 (H26) ⇒ 70 回 (H32)

自主防災組織に対する研修会の実施回数 2 回 (H26) ⇒ 14 回 (H32)

《津波防災に関する出前講座等の実施》【県土整備部】

- 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施していく。

《市街地整備》【県土整備部】

(幹線街路整備)

- 市街地における避難路の確保及び火災の延焼拡大防止等のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、国や市町村と連携を図りながら幹線街路の整備を推進していく。

(都市公園における防災対策)

- 発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備促進のため、市町村が実施する整備事業に対して、助言等を実施していく。

[KPI] 防災公園数 52 箇所 (H25) ⇒ 66 箇所 (H32)

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 電柱の倒壊による交通の遮断を防ぐため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における無電柱化を推進していく。

《空き家対策》【県土整備部】

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家再生等推進事業を活用し、不良住宅等の解体を進めるほか、空き家活用人材育成支援事業により、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進などの取組を担う人材の育成やサポート体制の構築など、総合的な空き家対策を推進する。

[KPI] 官民連携で空き家を活用し地域課題解決に取り組む地域数 1地域 (H26) ⇒ 6地域 (H32)

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

《河川改修等の治水対策》【県土整備部】

(河川整備)

- 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進していく。

[KPI] 河川整備率(県管理) 48.6%(H26) ⇒ 49.2%(H32)

(洪水浸水想定区域の指定)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災安全交付金等を活用し、洪水浸水想定区域の指定を推進していく。

[KPI] 洪水浸水想定区域を指定した河川数(累計) 14河川(H26) ⇒ 33河川(H32)

(洪水ハザードマップの作成)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、洪水ハザードマップの作成に必要な浸水想定区域の指定を推進するとともに、未作成の市町村に対し、洪水ハザードマップの作成を促進させるための助言等を行っていく。

(水位周知河川の指定)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、指定する河川の優先度を考慮しながら、水位周知河川の指定を進めていく。

[KPI] 水位周知河川に指定した河川数 21河川(H26) ⇒ 40河川(H32)

《河川・ダム施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である水門、樋門、陸閘、ダム等の個別施設計画の策定を進めていく。

《内水危険箇所の対策》【県土整備部】

(内水危険箇所のソフト対策)

- 内水ハザードマップの作成に向け、市町村による国の防災・安全交付金等を活用した浸水区域図の作成を促進するため、県においては、作成勉強会等の開催等により、市町村の取組を支援していく。
- 策定済み市町村に対しても、既存ハザードマップの見直し等を推進するため、支援していく。

(内水危険箇所のハード対策)

- 浸水被害の可能性のある家屋の解消のため、市町村が行う国の防災・安全交付金等を活用して実施する事業に対して、助言等を実施していく。

《避難場所等の指定・整備》【総務部、保健福祉部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

- 災害時の円滑な避難に資するため、災害対策基本法に基づく緊急避難場所及び避難所の指定を行っていない市町村に対して、指定するよう働きかけを行う。

[KPI] 緊急避難場所等を指定した市町村 22市町村[67.0%](H26) ⇒ 33市町村[100.0%](H32)

(福祉避難所の指定・協定締結)

- 災害時に円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を有する事業者との協議など市町村の取組を促進する。

[KPI] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8%(H27) ⇒ 100.0%(H29)

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

（避難勧告等発令基準の策定）

- 円滑な避難勧告等の発令のため、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、洪水災害を中心とした避難勧告等発令基準が未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行う。

[KPI] 避難勧告等発令基準を策定した市町村（洪水災害） 14 市町村 [42.0%] (H26)

⇒ 33 市町村 [100.0%] (H32)

（避難行動要支援者名簿の作成・活用）

- 災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、避難行動要支援者名簿の作成や発災時に名簿を活用した避難支援が行うことができる体制づくり、具体的な避難方法を定めた個別計画の策定などの市町村の取組を促進する。

[KPI] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27) ⇒ 100.0% (H29)

（消防団活動の充実強化）

- 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

[KPI] 消防団員数の維持 22,168 人 (H26) ⇒ 22,168 人 (H32)

（自主防災組織の結成及び活性化支援）

- 地域防災力強化のため、岩手県地域防災サポーター派遣等により、地域の取組を支援し、自主防災組織の結成を促進する。
- 自主防災組織を対象とした研修会等の開催により、自主防災組織活性化に向けた支援を行う。

[KPI] 県地域防災サポーターの派遣回数 11 回 (H26) ⇒ 70 回 (H32)

自主防災組織に対する研修会の実施回数 2 回 (H26) ⇒ 14 回 (H32)

《市街地整備》【県土整備部】

（幹線街路整備）

- 市街地における避難路の確保及び火災の延焼拡大防止等のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、国や市町村と連携を図りながら幹線街路の整備を推進していく。

（都市公園における防災対策）

- 発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備促進のため、市町村が実施する整備事業に対して、助言等を実施していく。

[KPI] 防災公園数 52 箇所 (H25) ⇒ 66 箇所 (H32)

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

《警戒避難体制の整備》【総務部、県土整備部】

(火山ハザードマップの策定)

- 火山噴火時の迅速、適切な避難行動に資するため、火山ハザードマップを作成し、登山者等への周知を行う。

[KPI] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2 火山 (H26) ⇒ 3 火山 (H32)

(土砂災害ハザードマップの作成)

- 土砂災害のおそれのある区域の周知等を図るため、国の防災安全交付金等を活用し、土砂災害ハザードマップの作成に必要な土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成を促進させるための助言等を行っていく。

(土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表)

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表に向けて、国の防災・安全交付金を活用し、引き続き基礎調査を実施していく。

[KPI] 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施率 (基礎調査実施数/土砂災害危険箇所)

34.1% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

(土砂災害警報情報の周知)

- 住民の避難行動等に活用されるようにするため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民にとってわかりやすい情報の提供を推進していく。

《砂防施設の整備等による土砂災害対策》【県土整備部】

- 災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害対策の整備を推進していく。

《砂防施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である地すべり対策施設、急傾斜崩壊防止施設の個別施設計画の策定を進めていく。

《農山村地域における防災対策の推進》【農林水産部】

- 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の農業生産基盤整備を着実に推進する。

- 大雨や地震等による、ため池等の決壊などを未然に防止するため、農村地域防災減災事業により、ため池や農業用ダムの点検・診断を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う。

- ため池や農業用ダムの氾濫解析図を作成し、市町村が行うハザードマップの作成を支援する。

- 大雨等による土石流の発生などの災害を防止し、農山村地域における安全対策を推進するため、市町村等の協力を得ながら、点検等による山地災害危険地区の把握と、山地災害の未然防止に努め、新たな「治山事業四箇年実施計画」に基づき、治山事業の推進、直轄治山事業負担金の活用等により、計画的に山地災害危険地区の整備を図る。

[KPI] ため池の点検・診断実施割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査 (レベル 2 診断) の実施割合
0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

ため池のハザードマップ策定率 8.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

山地災害防止機能が確保された集落数 951 集落 (H26) ⇒ 1,001 集落 (H32)

《登山者の安全対策》【総務部】

- 登山者の安全確保のため、気象庁が提供する火山情報を登山者に迅速・的確に提供する方策について検討する。

《避難場所等の指定・整備》【総務部、保健福祉部】

（避難場所及び避難所の指定・整備）

- 災害時の円滑な避難に資するため、災害対策基本法に基づく緊急避難場所及び避難所の指定を行っていない市町村に対して、指定するよう働きかけを行う。

[KPI] 緊急避難場所等を指定した市町村 22市町村 [67.0%] (H26) ⇒ 33市町村[100.0%] (H32)

（福祉避難所の指定・協定締結）

- 災害時に円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を有する事業者との協議など市町村の取組を促進する。

[KPI] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) ⇒ 100.0% (H29)

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

（避難勧告等発令基準の策定）

- 円滑な避難勧告等の発令のため、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、洪水災害を中心とした避難勧告等発令基準が未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行う。

[KPI] 避難勧告等発令基準を策定した市町村（洪水災害） 14市町村 [42.0%] (H26)
⇒ 33市町村 [100.0%] (H32)

（避難行動要支援者名簿の作成・活用）

- 災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、避難行動要支援者名簿の作成や発災時に名簿を活用した避難支援が行うことができる体制づくり、具体的な避難方法を定めた個別計画の策定などの市町村の取組を促進する。

[KPI] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27) ⇒ 100.0% (H29)

（消防団活動の充実強化）

- 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

[KPI] 消防団員数の維持 22,168人 (H26) ⇒ 22,168人 (H32)

（自主防災組織の結成及び活性化支援）

- 地域防災力強化のため、岩手県地域防災サポーター派遣等により、地域の取組を支援し、自主防災組織の結成を促進する。

- 自主防災組織を対象とした研修会等の開催により、自主防災組織活性化に向けた支援を行う。

[KPI] 県地域防災サポーターの派遣回数 11回 (H26) ⇒ 70回 (H32)

自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (H32)

《市街地整備》【県土整備部】

（幹線街路整備）

- 市街地における避難路の確保及び火災の延焼拡大防止等のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、国や市町村と連携を図りながら幹線街路の整備を推進していく。

(都市公園における防災対策)

- 発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備促進のため、市町村が実施する整備事業に対して、助言等を実施していく。

[KPI] 防災公園数 52箇所(H25)⇒ 66箇所(H32)

1-5) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

《防雪設備等の整備》【県土整備部】

- 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、堆雪帯などの防雪施設等は概ね完了しているが、今後気象状況の変化により新たな対策が必要となった場合は、国の防災・安全交付金等を活用し、必要な施設の整備を推進していく。

《道路施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である道路トンネルの個別施設計画の策定を進めていく。

《立ち往生車両の未然防止》【県土整備部】

- 災害対策基本法に基づく、道路の通行止め情報や迂回路情報などの情報共有や、運用方法について関係機関と検討を進めていく。

《孤立集落を想定した防災訓練の実施・通信手段の確保》【総務部】

- 災害時に孤立集落との通信を確保するため、孤立可能性集落における通信手段確保について、市町村へ働きかけを行う。

[KPI] 孤立可能性集落における防災行政無線等設置率 (今後設定) (H26) ⇒ (今後設定) (H32)

1-6) 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動等の遅れ等で、多数の死傷者の発生

《避難勧告等発令基準の策定》【総務部】

- 円滑な避難勧告等の発令のため、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、洪水災害を中心とした避難勧告等発令基準が未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行う。

[KPI] 避難勧告等発令基準を策定した市町村（洪水災害） 14 市町村 [42.0%] (H26)

⇒ 33 市町村 [100.0%] (H32)

《住民等への情報伝達の強化》【総務部、商工労働観光部、国土整備部、教育委員会事務局】

（水位周知河川の指定）

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、指定する河川の優先度を考慮しながら、水位周知河川の指定を進めていく。

[KPI] 水位周知河川に指定した河川数 21 河川 (H26) ⇒ 40 河川 (H32)

（土砂災害警報情報の周知）

- 住民の避難行動等に活用されるようにするため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民にとってわかりやすい情報の提供を推進していく。

《災害情報システムの整備》【総務部】

- 迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害情報の可視化、住民への情報発信のための Lアラート接続機能を有した、新たな災害情報システムの整備を行う。

[KPI] 新たな災害情報システムの整備数 0 箇所 (H26) ⇒ 1 箇所 (H32)

《情報通信利用環境の整備》【政策地域部】

（携帯電話等エリア整備）

- 災害時でも有効な連絡手段である携帯電話のエリア外人口を解消するため、国の携帯電話等エリア整備事業を活用して携帯基地局を整備する市町村を支援するとともに、通信事業者へ働き掛けを行うなど基地局整備に取り組む。

[KPI] 携帯電話エリア外人口（今後設定）人 (H26) ⇒（今後設定）人 (H32)

（民放ラジオ難聴解消）

- 災害時でも多くの住民に対し情報伝達を行うため、国の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用して中継局の整備を行う市町村を支援するなどラジオの難聴解消に取り組む。

（ブロードバンド利用環境整備）

- 条件不利地域の超高速ブロードバンド整備や公設民営の設備の維持経費支援について、国に支援を求めていく。

（通信事業者との連携）

- 発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握出来るよう、引き続き通信事業者との連絡体制を維持する。

《防災訓練の推進》【総務部】

- 県総合防災訓練を通じて、訓練実施地域の市町村の災害対応能力向上や住民の防災意識の醸成を図る。
- 市町村における災害対応能力の向上を図るため、図上訓練等に係る支援を行う。

[KPI] 県総合防災訓練実施地域市町村数 2市町 (H26) ⇒ 13市町村 (H32)
市町村を対象とした図上訓練等の実施 3市町村 (H26) ⇒ 21市町村 (H32)

《防災教育の推進・学校防災体制の確立》【総務部、教育委員会事務局】

(防災教育の推進)

- 平成26年度までに作成した防災教育教材の活用を促すため、防災教育に携わる教員への研修を実施する。

[KPI] 復興教育副読本・防災教育教材活用研修会の開催 1回 (H26) ⇒ 3回 (H32)

(学校防災体制の確立)

- 学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける。
- 学校訪問において、学校防災に関わる指導助言を行うとともに、国の防災教育を中心とした学校安全教育総合支援事業の活用により、学校に防災の専門家を派遣し、学校防災体制の充実を図る。

[KPI] 定期的に危機管理マニュアルを検証した学校の割合 84.5% (H26) ⇒ 90.0% (H32)

(復興教育研修会の開催)

- 災害発生時に児童生徒が的確な判断・行動できる力を育成するため、各学校における復興教育副読本を積極的に活用した学習を促進する。
- いわての復興教育の推進のため、教員を対象とした、復興教育副読本の効果的な活用についての研修会を実施する。

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

- 災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、避難行動要支援者名簿の作成や発災時に名簿を活用した避難支援が行うことができる体制づくり、具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定などの市町村の取組を促進する。

[KPI] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27) ⇒ 100.0% (H29)

(消防団活動の充実強化)

- 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

[KPI] 消防団員数の維持 22,168人 (H26) ⇒ 22,168人 (H32)

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

- 地域防災力強化のため、岩手県地域防災サポーター派遣等により、地域の取組を支援し、自主防災組織の結成を促進する。
- 自主防災組織を対象とした研修会等の開催により、自主防災組織活性化に向けた支援を行う。

[KPI] 県地域防災サポーターの派遣回数 11回 (H26) ⇒ 70回 (H32)

自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (H32)

《災害に備えた道路交通環境の整備》【県警本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置について、警察庁の特定交通安全施設等整備事業にかかる補助金を活用し、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備する。

○ 災害発生時、緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等道路障害物の排除活動や、信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事に係る支援体制を確立するため、事業者等と協定を締結するなど連携を強化する。

○ 災害発生による車両の通行を禁止又は制限した場合においても、早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等への指導を行う。

[KPI] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数

61台 (H26) ⇒ 76台 (H32)

2. いかなる大規模自然災害が発生しようとも救助・救急、医療活動等を迅速に行う

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部、商工労働観光部、県土整備部】

(広域防災拠点の配置、防災拠点の充実)

- 災害時に確実な情報伝達を可能とするため、広域防災拠点のうち後方支援拠点（4箇所）に衛星携帯電話を配備する。

[KPI] 衛星携帯電話配備数 2箇所（H26）⇒ 4箇所（H32）

(非常物資の備蓄体制の強化)

- 災害時に避難者に対して必要な食料等を提供するため、広域防災拠点（5箇所）に備蓄物資の配備を行う。

[KPI] 備蓄を行う広域防災拠点数 1箇所（H26）⇒ 5箇所（H32）

(支援物資の供給等に係る応援協定等の締結)

- 市町村が被災し、市町村において物資の調達ができないと推測される場合に、県災害対策本部と調整のうえ、物資調達協定等に基づき物資の調達を行う。
- 災害発生時に物資を速やかに調達するため、協定締結企業者との連絡体制を常に最新のものになるよう更新を行う。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 県石油商業共同組合との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。

(既存道の駅の防災拠点としての機能強化)

- 大規模災害発生時に、支援活動の拠点としての活動が可能となるよう、国の社会資本整備総合交付金（復興）を活用し、自家発電機の設置や受水槽の改修など防災機能強化を推進する。

[KPI] 道の駅の防災機能強化の対策完了率 0.0%（H26）⇒ 100.0%（H32）

(要支援者（難病患者等）への医療的支援)

- 県内の非常用電源装置を必要とする在宅難病患者数や当該患者への非常用電源装置の確保状況を調査し、必要に応じて、患者に貸与するための非常用発電の整備について、医療機関への働き掛けなどを行っていく。
- 災害時における透析患者への支援については、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保等について定めた「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」が災害時に有効に機能するよう、随時、見直しを実施するなど、透析医療関係機関・団体との連携強化を図る。

(災害用医薬品等の確保)

- 県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会の4者との協定の締結を継続し、協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る。

《防災ヘリコプターの円滑な運航の確保》【総務部】

- 岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模な災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図る。

[KPI] 岩手県ヘリコプター等運用調整会議の開催 1回（H26）⇒ 7回（H32）

《水道施設の防災機能の強化》【環境生活部】

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進していく。

[KPI]	基幹管路の耐震適合率	44.8% (H25)	⇒	50.0% (H32)
	浄水施設の耐震化率	22.6% (H25)	⇒	25.0% (H32)
	配水池の耐震化率	27.7% (H25)	⇒	30.0% (H32)

《応急給水の確保に係る連携体制の整備》【環境生活部】

(応急給水)

- 防災訓練により協定締結先の飲料水メーカー等関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急給水活動が円滑に行われるよう連携の強化を図る。

(水道施設の応急復旧)

- 防災訓練により協定締結先の水道工事業の団体等関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急復旧が円滑に行われるよう連携の強化を図る。

(水道災害訓練)

- 防災訓練により水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧・応急給水の協定締結先と情報連絡体制の確認を行い、連携の強化を図る。

《道路施設の災害対策の推進》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策の推進)

- 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進する。
- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等の取組を支援する。

[KPI]	道路法面など防災施設の対策率	58.8% (H26)	⇒	100.0% (H32)
	農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	1.0% (H25)	⇒	100.0% (H32)
	林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	69.1% (H26)	⇒	90.0% (H32)

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

- 大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進する。
- 災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図っていく。
- 大規模災害発生時の倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図っていく。

[KPI]	緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率	75.8% (H26)	⇒	100.0% (H32)
	高規格幹線道路等の供用率	55.9% (H26)	⇒	74.5% (H32)

《道路施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である道路トンネルの個別施設計画の策定を進めていく。

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

- 中小鉄道事業者である第3セクター鉄道に対し、国庫補助制度等を活用した安全確保対策等の取組について必要な支援を行っていく。
- 発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保のため、関係機関の連携による情報収集や情報の共有化について定めた災害対応マニュアルが有効に機能するよう、随時、見直しを実施するなど、関係機関との連携強化を図る。

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、県土整備部】

（港湾施設の耐震・耐津波性能の強化）

- 災害時における経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を県内の港湾が担うため、耐震強化岸壁の整備促進を図っていく。

（漁港施設の耐震・耐津波強化対策）

- 災害時において、岩手県地域防災計画で海上輸送拠点に位置付けられている漁港が、近隣漁業集落への緊急物資や人員の輸送拠点としての役割を果たすことができるよう、漁港施設機能強化事業により、岸壁及び防波堤等の耐震・耐津波の強化を推進する。

[KPI] 海上輸送拠点の漁港における耐震・耐津波強化対策漁港の割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

《港湾施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、港湾施設の個別施設計画の策定を進めていく。

《空港の体制整備》【県土整備部】

（大規模災害時の空港運用体制の構築）

- 大規模災害時においても、救援救助活動の重要拠点としての役割を果たすため、職員体制の確保も含め、空港機能を維持するための対策について定めた業務継続計画（花巻空港 BCP）の策定を進めていく。

[KPI] 空港 BCP の策定割合 0.0% (H27) ⇒ 100.0% (H32)

（広域防災拠点としての受入体制の整備）

- 大規模災害時に円滑な支援活動等が行えるよう、関係機関等と調整の上、マニュアル等の作成を行う。
- 広域防災拠点として、応援ヘリの受入れや災害医療活動、救援物資受入輸送の運営を担う機関の受入れ体制について定めた業務継続計画（花巻空港 BCP）の策定を進めていく。

[KPI] 空港 BCP の策定割合 0.0% (H27) ⇒ 100.0% (H32)

《空港施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 個別施設計画に基づいた計画的で効率的な維持管理を推進していく。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

《県総合防災訓練の実施による関係機関との連携》【総務部】

- 県、市町村、防災関係機関、NPO 及びボランティア団体等との連携をより強化し、災害時に適切な対応が可能となるよう引き続き総合防災訓練を実施する。

[KPI] 県総合防災訓練の実施 1回 (H26) ⇒ 7回 (H32)

《孤立可能性集落における通信手段の確保》【総務部】

- 災害時に孤立集落との通信を確保するため、孤立可能性集落における通信手段確保について、市町村へ働きかけを行う。

[KPI] 孤立可能性集落における防災行政無線等設置率 (今後設定) (H26) ⇒ (今後設定) (H32)

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部、商工労働観光部、県土整備部】

(広域防災拠点の配置、防災拠点の充実)

- 災害時に確実な情報伝達を可能とするため、広域防災拠点のうち後方支援拠点 (4箇所) に衛星携帯電話を配備する。

[KPI] 衛星携帯電話配備数 2箇所 (H26) ⇒ 4箇所 (H32)

(非常物資の備蓄体制の強化)

- 災害時に避難者に対して必要な食料等を提供するため、広域防災拠点 (5箇所) に備蓄物資の配備を行う。

[KPI] 備蓄を行う広域防災拠点数 1箇所 (H26) ⇒ 5箇所 (H32)

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 県石油商業共同組合との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。

(既存道の駅の防災拠点としての機能強化)

- 大規模災害発生時に、支援活動の拠点としての活動が可能となるよう、国の社会資本整備総合交付金 (復興) を活用し、自家発電機の設置や受水槽の改修など防災機能強化を推進する。

[KPI] 道の駅の防災機能強化の対策完了率 0.0% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

(要支援者 (難病患者等) への医療的支援)

- 県内の非常用電源装置を必要とする在宅難病患者数や当該患者への非常用電源装置の確保状況を調査し、必要に応じて、患者に貸与するための非常用発電の整備について、医療機関への働き掛けなどを行っていく。

- 災害時における透析患者への支援については、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保等について定めた「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」が災害時に有効に機能するよう、随時、見直しを実施するなど、透析医療関係機関・団体との連携強化を図る。

(災害用医薬品等の確保)

- 県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、(一社) 日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会の4者との協定の締結を継続し、協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る。

《防災ヘリコプターの円滑な運航の確保》【総務部】

- 岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の

連携体制を確立するとともに、大規模な災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図る。

[KPI] 岩手県ヘリコプター等運用調整会議の開催 1回 (H26) ⇒ 7回 (H32)

《ドクターヘリの運航確保》【保健福祉部】

- 救命率の向上を図るため、引き続き県全域でのドクターヘリの運用を行う。
- ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場の整備やランデブーポイントの確保等を進めるとともに、他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を強化し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。
- ドクターヘリと消防機関との連携の緊密化及びヘリ運用の習熟を目的として、ドクターヘリ出動事例の事後検証会を今後も定期的に開催し、効果的な運用を図る。

《道路施設の災害対策の推進》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策の推進)

- 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進する。
- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等の取組を支援する。

[KPI] 道路法面など防災施設の対策率 58.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 90.0% (H32)

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

- 大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進する。
- 災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図っていく。
- 大規模災害発生時の倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図っていく。

[KPI] 緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率 75.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26) ⇒ 74.5% (H32)

《道路施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である道路トンネルの個別施設計画の策定を進めていく。

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

《災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化》【総務部、県土整備部】

(県庁舎の強化)

- 県庁舎及び各地区合同庁舎については、平成 26 年度末現在において 21 棟のうち 15 棟、71.4%が耐震化済みであるが、大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を確保するため、計画的に耐震診断を行い、継続して庁舎本体の耐震化を推進する。
- 防災拠点としての機能を強化するため、上下水道管等ライフラインの耐震診断についても検討を進める。
- 大規模停電時においても庁舎機能を確保するため、自家発電設備の整備を進め、平成 27 年度中に全庁舎への自家発電設備の設置を完了する。
- 電力供給停止の長期化に備え、72 時間以上の稼働時間を確保するために必要な燃料を常時確保する。
[KPI] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) ⇒ 90.5% (H32)

(市町村庁舎の強化)

- 大地震時の大規模災害時における市町村の災害対策本部機能を確保するために、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する庁舎の耐震化について、助言等を実施しながら促進していく。
[KPI] 市町村庁舎の耐震化率 67.6% (H25) ⇒ (今後設定) % (H32)

(消防本部・消防署所等の耐震化)

- 消防本部・消防署所等の庁舎については、地震災害の発生時においても防災拠点としての役割を果たすことができるよう、設置する市町村等に対して財政支援制度等について情報提供を行いながら、耐震化を促進する。
[KPI] 消防本部、消防署の耐震化率 75.3% (H25) ⇒ (今後設定) % (H32)

《災害警備本部機能の強化》【県警本部】

- 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、災害警備、治安対策、交通対策等の各部隊を編成する。
- 大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に対しても、人命救助や治安維持活動を機動的かつ的確に実施できるように、警察庁の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を推進する。
- 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化又は狭隘化した交番・駐在所の整備を推進する。
- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備えるため、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う。
- 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、職員の非常招集訓練を行う。
[KPI] 災害警備拠点警察施設整備数 121ヶ所 (H26) ⇒ 151ヶ所 (H32)

《エネルギー・資機材の確保》【総務部、保健福祉部、商工労働観光部、県警本部】

(緊急車両等への石油燃料供給の確保)

- より円滑な燃料供給を図るため、県石油商業協同組合との協定に基づき、優先給油すべき緊急車両等を予め定義する。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。

(防災ヘリコプターの円滑な運航の確保)

- 岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模な災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図る。

[KPI] 岩手県ヘリコプター等運用調整会議の開催 1回 (H26) ⇒ 7回 (H32)

(ドクターヘリの運航確保)

- 救命率の向上を図るため、引き続き県全域でのドクターヘリの運用を行う。
- ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場の整備やランデブーポイントの確保等を進めるとともに、他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を強化し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。
- ドクターヘリと消防機関との連携の緊密化及びヘリ運用の習熟を目的として、ドクターヘリ出動事例の事後検証会を今後も定期的に開催し、効果的な運用を図る。

(災害対策用装備資機材等の更新整備)

- 災害時の非常連絡手段として警察本部（通信指令課、警備課及び機動隊）及び全警察署に配備している衛星携帯電話について、非常時において適切に使用できるよう機能維持を図る。
- 災害発生初期から現場で活動する職員に、後方支援体制が整うまでの間に支給する非常食について、災害発生時に迅速・的確に供給できるよう、更新計画に基づき、備蓄を行う。

《災害に備えた道路交通環境の整備》【県警本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置について、警察庁の特定交通安全施設等整備事業にかかる補助金を活用し、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備する。
- 災害発生時、緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等道路障害物の排除活動や、信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事に係る支援体制を確立するため、事業者等と協定を締結するなど連携を強化する。
- 災害発生による車両の通行を禁止又は制限した場合においても、早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等への指導を行う。

[KPI] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数

61台 (H26) ⇒ 76台 (H32)

《防災訓練の推進》【総務部】

(県総合防災訓練の実施による関係機関との連携)

- 県、市町村、防災関係機関、NPO 及びボランティア団体等との連携をより強化し、災害時に適切な対応が可能となるよう引き続き総合防災訓練を実施する。

[KPI] 県総合防災訓練の実施 1回 (H26) ⇒ 7回 (H32)

(緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加)

- 毎年度実施されている緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練に参加し、他県部隊との連携や災害対応力の向上を図る。

[KPI] ブロック合同訓練への参加 1回 (H26) ⇒ 7回 (H32)

《災害対処能力の向上》【県警本部】

- 大規模災害発生時における救出救助活動において、警察・消防・自衛隊の連携した対応が不可欠であることから、県総合防災訓練や各機関主催の合同訓練への参加を通して、相互の関係強化による災害対処能力の向上を図る。
 - 災害警備活動の中核となる人材を育成するとともに、職員の災害警備に係る知識・技能の向上及び災害に対する危機意識の醸成を図るため、専門的災害警備訓練に係る施設や資機材を整備し、警察署等の災害警備担当者等に対する教養・訓練を行う。
- [KPI] 災害警備に係る教養・訓練修了者数 60人 (H26) ⇒ 180人 (H32)

《救急、救助活動等の体制強化》【総務部】

- 救急救命士の措置範囲の拡大に的確に対応した講習等を実施するほか、救急救命士の資質向上を図るための研修会を実施する。
- [KPI] 救急救命士の生涯教育における県単位研修会の開催 1回 (H26) ⇒ 7回 (H32)

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》【県土整備部】

- 大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進する。
 - 災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図っていく。
 - 大規模災害発生時の倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図っていく。
- [KPI] 緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率 75.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
 高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26) ⇒ 74.5% (H32)

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

《病院・社会福祉施設等の耐震化》【保健福祉部】

(病院の耐震化)

- 災害拠点病院については、移転新築する病院を除き全て耐震化済みであるが、未耐震の医療施設については、継続して国の医療提供体制整備交付金を活用した施設改修等の促進を図る。

[KPI] 病院の耐震化率 61.5% (H26) ⇒ 68.8% (H32)

(社会福祉施設等の耐震化)

- 災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の各種補助金、交付金を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進する。

《災害時における医療提供体制の構築》【保健福祉部】

(災害拠点病院の体制強化)

- DMAT (災害派遣医療チーム) 機能強化のため、国主催の研修への参加や県独自の要請研修の実施を継続し、災害医療に対応できる人材の育成を図る。

[KPI] 災害拠点病院におけるDMAT数 23 チーム (H26) ⇒ 25 チーム (H32)

(要支援者(難病患者等)への医療的支援)

- 県内の非常用電源装置を必要とする在宅難病患者数や当該患者への非常用電源装置の確保状況を調査し、必要に応じて、患者に貸与するための非常用発電の整備について、医療機関への働き掛けなどを行っていく。
- 災害時における透析患者への支援については、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保等について定めた「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」が災害時に有効に機能するよう、随時、見直しを実施するなど、透析医療関係機関・団体との連携強化を図る。

《医療情報のバックアップ体制の構築》【保健福祉部】

- 各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や周産期医療情報ネットワーク(いーはとーぶ)の運用など、全県的な医療情報連携を推進するなかで、医療情報のバックアップが図られるよう取組んでいく。

[KPI] 電子カルテを導入している病院数 23 施設 (H24) ⇒ 35 施設 (H29)

周産期医療情報ネットワークへの参加割合(市町村及び分娩取扱等医療機関)

98.6% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

《ドクターヘリの運航確保》【保健福祉部】

- 救命率の向上を図るため、引き続き県全域でのドクターヘリの運用を行う。
- ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場の整備やランデブーポイントの確保等を進めるとともに、他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を強化し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。
- ドクターヘリと消防機関との連携の緊密化及びヘリ運用の習熟を目的として、ドクターヘリ出動事例の事後検証会を今後も定期的に開催し、効果的な運用を図る。

《要支援者への支援》【環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、教育委員会事務局】

（福祉避難所等における福祉的支援）

- 大規模災害時に、避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集・研修を実施し、チーム員の養成やスキルアップを図るとともに、避難所を運営する市町村や関係団体へチームについて周知し、チームの活動環境の整備を行う。
- 「市町村避難所運営マニュアル」を参考として、市町村において、円滑な避難所運営体制を構築するために、地域の実情に合った避難所運営マニュアルの策定や、住民と連携した避難所運営訓練の実施などの取組を支援する。

[KPI] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26) ⇒ 50 チーム (H28)

（要支援者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援）

- 市町村による住民主体の介護予防や通いの場に向けた取組が充実し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行を促進する。
- 県高齢者総合支援センターにおいて認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図る。
- 介護老人福祉施設等の被災を想定し、入所者の移送も含めた施設間（施設が所在する広域間）の支援体制の構築を進める関係団体の取組を支援する。
- 特別養護老人ホームの計画的整備や、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護事業所などの居住系サービス基盤の整備を行う市町村の取組を支援する。
- 障がい者の支援については、今後も、「障がいのある方たちへの災害対応のてびき」に添付している「おねがいカード」の活用について周知を行うほか、関係団体等と連携して、これまでの取組について検証した上で、必要となる取組を実施する。

[KPI] 認知症サポーター数 96,651 人 (H26) ⇒ 130,000 人 (H29)

（男女のニーズの違いに配慮した支援）

- 被災した女性の様々な不安や悩み、ストレス及び性差別的取扱に関する相談に対応するため、平常時から女性のための相談窓口を岩手県男女共同参画センターに開設し、気軽に相談できる体制を整える。
- 男性の悩みや困りごとに関する相談にも対応する。

（外国人への支援）

- 多言語等による防災情報の提供、災害時情報の伝達、災害時に対応するボランティア育成や派遣等の体制整備を行う。

（災害用医薬品等の確保）

- 県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会の4者との協定の締結を継続し、協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る。

（こころのケア体制の確保）

- こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化などの取組を引き続き実施していく。
- 今後、大規模災害等の発生時に専門的な精神医療の提供及び精神保健活動の支援等を目的とする災害派遣精神医療チーム（DPAT）の設置について検討するため、委員会や審議会において、有識者等と意見交換を実施する。

（児童生徒の心のサポート）

- 児童生徒の心のサポートのため、人的支援として、引き続き、小・中学校、県立学校（高等学校・特別支援学校）へのスクールカウンセラーの配置及び派遣と、各教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配

置を推進する。

- 児童生徒の心のサポートのため、教員研修を引き続き推進する。
- 教員及びスクールカウンセラー等によるきめ細かい心のサポートの基礎データの把握に努める。
- 児童生徒の心のサポートに携わる資格を有する人材を育成するため、国の教育相談コーディネーター養成事業を活用し、学校心理士資格を有する人材を確保する。

（動物救護対策）

- 防災訓練の実施等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、訓練の結果や動物の飼養状況等を踏まえ、随時、協定及び「災害時の動物救護マニュアル」の見直しを行う。
- 市町村が策定する地域防災計画における動物救護対策の記載の促進、動物との同行避難を想定した避難訓練の実施について、市町村等に働きかけていく。

[KPI] 地域防災計画に動物救護の記載のある市町村の割合 75.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

《災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成》【保健福祉部】

- 災害医療コーディネーターの育成を図るため、年1回程度の研修等の実施を継続し、災害医療を担う人材を確保する。
- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集・研修を実施し、チーム員の養成やスキルアップを図るとともに、避難所を運営する市町村や関係団体へチームについて周知し、チームの活動環境の整備を行う。

[KPI] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26) ⇒ 50 チーム (H28)

《道路施設の災害対策の推進》【農林水産部、国土整備部】

（道路施設の防災対策の推進）

- 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進する。
- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等の取組を支援する。

[KPI] 道路法面など防災施設の対策率 58.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 90.0% (H32)

（災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築）

- 大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進する。
- 災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図っていく。
- 大規模災害発生時の倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図っていく。

[KPI] 緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率 75.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26) ⇒ 74.5% (H32)

《道路施設の維持管理計画の策定》【国土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である道路ト

シネルの個別施設計画の策定を進めていく。

2-5) 被災地における感染症等の大規模発生

《感染症対策》【保健福祉部】

- 地域バランス等も考慮した、感染制御支援チーム構成員の追加・拡充を図るとともに、県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会、各種訓練への参加を通し、DMATなど関係機関との連携も図り、有事の体制の構築を図る。

《公共下水道施設の防災機能の強化》【農林水産部、県土整備部】

- 避難場所等における公衆衛生確保のため、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する事業の促進が図られるよう、必要な助言等を実施していく。

《事業継続計画（下水道BCP）の策定》【県土整備部】

- 下水道 BCP 未策定の市町村に対し、策定の促進が図られるよう、必要な助言等を実施していく。
[KPI] 事業継続計画（下水道BCP）の策定率 [市町村事業] 90.0% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

《下水の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である管路施設の個別施設計画の策定を進めていく。

3. いかなる大規模自然災害が発生しようとも必要不可欠な行政機能を維持する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

《災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化》【総務部、県土整備部】

(県庁舎の強化)

- 県庁舎及び各地区合同庁舎については、平成 26 年度末現在において 21 棟のうち 15 棟、71.4%が耐震化済みであるが、大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を確保するため、計画的に耐震診断を行い、継続して庁舎本体の耐震化を推進する。
- 防災拠点としての機能を強化するため、上下水道管等ライフラインの耐震診断についても検討を進める。
- 大規模停電時においても庁舎機能を確保するため、自家発電設備の整備を進め、平成 27 年度中に全庁舎への自家発電設備の設置を完了する。
- 電力供給停止の長期化に備え、72 時間以上の稼働時間を確保するために必要な燃料を常時確保する。
[KPI] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) ⇒ 90.5% (H32)

(市町村庁舎の強化)

- 大地震時の大規模災害時における市町村の災害対策本部機能を確保するために、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する庁舎の耐震化について、助言等を実施しながら促進していく。
[KPI] 市町村庁舎の耐震化率 67.6% (H25) ⇒ (今後設定) % (H32)

(消防本部・消防署所等の耐震化)

- 消防本部・消防署所等の庁舎については、地震災害の発生時においても防災拠点としての役割を果たすことができるよう、設置する市町村等に対して財政支援制度等について情報提供を行いながら、耐震化を促進する。
[KPI] 消防本部、消防署の耐震化率 75.3% (H25) ⇒ (今後設定) (H32)

《災害警備本部機能の強化》【県警本部】

- 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、災害警備、治安対策、交通対策等の各部隊を編成する。
- 大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に対しても、人命救助や治安維持活動を機動的かつ的確に実施できるように、警察庁の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を推進する。
- 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化又は狭隘化した交番・駐在所の整備を推進する。
- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備えるため、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う。
- 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、職員の非常招集訓練を行う。
[KPI] 災害警備拠点警察施設整備数 121ヶ所 (H26) ⇒ 151ヶ所 (H32)

《防災訓練の推進》【総務部】

(県総合防災訓練の実施による関係機関との連携)

- 県、市町村、防災関係機関、NPO 及びボランティア団体等との連携をより強化し、災害時に適切な対応が可能となるよう引き続き総合防災訓練を実施する。
[KPI] 県総合防災訓練の実施 1回 (H26) ⇒ 7回 (H32)

(緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加)

- 毎年度実施されている緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練に参加し、他県部隊との連携や災害対応力の向上を図る。

[KPI] ブロック合同訓練への参加 1回 (H26) ⇒ 7回 (H32)

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》【商工労働観光部】

- より円滑な燃料供給を図るため、県石油商業協同組合との協定に基づき、優先給油すべき緊急車両等を予め定義する。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。

《県における災害時業務継続計画の策定》【総務部】

- 県本庁舎及び合同庁舎については、災害時業務継続計画は策定済みであり、今後は、災害時に効果的な運用を図るため、研修等を行うとともに、各部局等が実施する訓練を通じて検証を行っていく。
- 出先機関等の単独公所について、所管する部局と連携を図りながら、必要な公所について策定を行う。

[KPI] 災害時業務継続計画策定済の単独公所数 27公所 (H26) ⇒ 93公所 (H32)

《行政情報通信基盤の耐災害性強化》【政策地域部】

- 災害による行政データ消失に備え、確実なデータ保管・バックアップを行うため、県が保有する行政データの遠隔地バックアップ体制のあり方を検討する。

《被留置者の逃走・事故防止》【県警本部】

- 大規模災害等の非常時における被留置者の逃走等を防止するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、各署ごとに留置場非常計画を策定の上、これに基づく護送訓練を行う。

《災害に備えた道路交通環境の整備》【県警本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置について、警察庁の特定交通安全施設等整備事業にかかる補助金を活用し、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備する。
- 災害発生時、緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等道路障害物の排除活動や、信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事に係る支援体制を確立するため、事業者等と協定を締結するなど連携を強化する。
- 災害発生による車両の通行を禁止又は制限した場合においても、早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等への指導を行う。

[KPI] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数

61台 (H26) ⇒ 76台 (H32)

《県外自治体との広域応援・受援体制の整備》【総務部】

- 大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドラインについて、組織や実施体制等の検討を各道県と共同で進める。

[KPI] 各道県連絡会議等の開催回数 0回 (H26) ⇒ 6回 (H32)

4. いかなる大規模自然災害が発生しようとも地域経済システムを機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

《企業における業務継続体制の強化》【商工労働観光部】

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、商工団体等支援機関と連携し、計画の必要性について普及啓発を図る。

《石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実》【総務部】

- 石油コンビナート等防災計画について、適切な見直しを図るとともに、計画に基づく防災体制の充実を図るため、防災訓練を定期的実施する。

[KPI] 東日本大震災津波による被害の復旧以降に実施した石油コンビナート等総合防災訓練の回数

0回 (H26) ⇒ 3回 (H32)

《物流機能の維持・確保》【商工労働観光部】

- 災害の発生により、救援物資を緊急に輸送する必要があると認められる場合に、県災害対策本部と調整のうえ、協定に基づき協定締結団体に協力を要請し、救援物資の受入れや緊急輸送等を行う。
- 広域支援拠点として、救援物資の受入や分配機能を担う岩手県産業文化センターが迅速に体制を構築できるよう、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等の整備を進める。

《被災企業への金融支援》【商工労働観光部】

(制度融資による円滑な資金供給)

- 災害発生後、罹災した中小企業者が早期に事業を再開できるよう、県の融資制度として「中小企業災害復旧資金」を発動する。
- 貸付対象は、原則として災害救助法の適用を受けた市町村区域にある被災企業であるが、対象区域を限定することが適当でない場合には、弾力的な運用を図る。

(甚大な災害発生時における相談対応)

- 災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置する。
- 金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、必要な情報提供を行う。

《人材育成を通じた産業の体質強化》【商工労働観光部】

- 各産業におけるネットワークの連携を進め、産業人材の育成基盤を強化するとともに、内陸と沿岸の企業連携を支援し、本県産業を担う人材の育成や足腰の強い産業の体質強化を促進していく。

《道路施設の災害対策の推進》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策の推進)

- 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進する。
- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等の取組を支援する。

[KPI] 道路法面など防災施設の対策率 58.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 90.0% (H32)

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

- 大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進する。
 - 災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図っていく。
 - 大規模災害発生時の倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図っていく。
- [KPI] 緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率 75.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
 高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26) ⇒ 74.5% (H32)

《道路施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である道路トンネルの個別施設計画の策定を進めていく。

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

- 中小鉄道事業者である第3セクター鉄道に対し、国庫補助制度等を活用した安全確保対策等の取組について必要な支援を行っていく。
- 発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保のため、関係機関の連携による情報収集や情報の共有化について定めた災害対応マニュアルが有効に機能するよう、随時、見直しを実施するなど、関係機関との連携強化を図る。

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、県土整備部】

（港湾施設の耐震・耐津波性能の強化）

- 災害時における経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を県内の港湾が担うため、耐震強化岸壁の整備促進を図っていく。

（漁港施設の耐震・耐津波強化対策）

- 災害時において、岩手県地域防災計画で海上輸送拠点に位置付けられている漁港が、近隣漁業集落への緊急物資や人員の輸送拠点としての役割を果たすことができるよう、漁港施設機能強化事業により、岸壁及び防波堤等の耐震・耐津波の強化を推進する。

[KPI] 海上輸送拠点の漁港における耐震・耐津波強化対策漁港の割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

《港湾施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、港湾施設の個別施設計画の策定を進めていく。

《大規模災害時の空港運用体制の構築》【県土整備部】

- 大規模災害時においても、救援救助活動の重要拠点としての役割を果たすため、職員体制の確保も含め、空港機能を維持するための対策について定めた業務継続計画（花巻空港 BCP）の策定を進めていく。

[KPI] 空港 BCP の策定割合 0.0% (H27) ⇒ 100.0% (H32)

《空港施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 個別施設計画に基づいた計画的で効率的な維持管理を推進していく。

4-2) 食料等の安定供給の停滞

《物流機能の維持・確保》【商工労働観光部】

- 災害の発生により、救援物資を緊急に輸送する必要があると認められる場合に、県災害対策本部と調整のうえ、協定に基づき協定締結団体に協力を要請し、救援物資の受入れや緊急輸送等を行う。
- 広域支援拠点として、救援物資の受入や分配機能を担う岩手県産業文化センターが迅速に体制を構築できるように、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等の整備を進める。

《農林水産業の担い手の確保》【農林水産部】

- 経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な農林水産業が展開されるよう、生産者の確保や経営体の育成を図る。
- 農業においては、地域農業マスタープランに位置付けられた認定農業者等の先導的な経営体や、新規学卒者、Uターン者等の新規就農者を確保するため、リーディング経営体育成事業や新規就農者への青年給付金により経営の安定化を進める。
- 林業においては、(公財)岩手県林業労働対策基金の、基金事業の活用による人材育成対策に取り組み、事業体の雇用環境の整備等による経営体質強化を図るとともに、林業就業促進資金貸付金の活用や、森林経営実践力アップ事業等により、林業就業者の確保や林業経営体の育成を進める。
- 漁業においては、各漁協が策定した地域再生営漁計画の実行を支援し、市町村の漁業就業奨励金による経済的支援等と連携しながら、国の事業を活用した漁業就業マッチングや長期研修機会の提供等により、新規漁業就業者の確保を進め、併せて、県の漁業担い手確保・育成総合対策事業等の実施により、地域漁業の再生を牽引する生産性・収益性の高い漁業経営体の育成を進める。

[KPI] 先導的な経営体の育成数	20 経営体 (H26) ⇒ (今後設定) 経営体 (H32)
法人化した集落営農組織数	127 組織 (H26) ⇒ (今後設定) 組織 (H32)
新規就農者数	246 人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)
林業の現場技術者養成数	395 人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)
新規漁業就業者数	40 人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)

《農林水産業の生産基盤・経営の強化》【農林水産部】

(農地の集約化)

- 地域農業マスタープランの実現を基本に、プランが作成された地域を農地中間管理事業の重点区域に設定し、機構集積協力金交付事業も併せて実施するなど、中心経営体への農地の集積・集約化を促進し、農業経営の高度化や生産の効率化により、経営体質の強化を図る。

[KPI] 農地集積面積 82,026ha (H26) ⇒ (今後設定) ha (H32)

(効率的かつ安定的な林業経営基盤の構築)

- 林業事業体の経営体質強化のため、事業体による森林経営計画の作成を支援し、森林施業の集約化や森林整備事業による間伐、伐採跡地への造林などを促進する。

[KPI] 造林面積 733ha (H26) ⇒ (今後設定) ha (H32)

(漁業生産基盤の効率的な活用促進)

- 地域漁業の再生を牽引する、生産性・収益性の高い漁業経営体を育成するため、各経営体の規模拡大や、漁協を核とした共同生産体制等を構築するとともに、養殖施設の生産効率を把握・評価し、利用者の意欲と能力に応じた施設の再配分を進め、養殖漁場の効率的利用と適正管理を促進する。

[KPI] 養殖ワカメ経営体当たりの養殖施設数 7.8 台 (H26) ⇒ (今後設定) 台 (H32)

《生産技術の復旧支援体制》【農林水産部】

- 被災後の農林漁家の生産活動が早期に再開できるよう、農林漁業者に対する経営再開のための支援事業を継続する。

《県産食料品の供給体制の強化》【商工労働観光部】

- 本県ならではの地域資源を活用した食料品を安定的に供給するため、関係機関と連携し、食品製造事業者を総合的に支援し、持続的に事業活動を展開する企業の創出や人材の育成を図る。

[KPI] 食料品製造出荷額 3,208 億円 (H26) ⇒ 3,663 億円 (H32)

《道路施設の災害対策の推進》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策の推進)

- 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進する。
- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等の取組を支援する。

[KPI] 道路法面など防災施設の対策率 58.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 90.0% (H32)

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

- 大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進する。
- 災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図っていく。
- 大規模災害発生時の倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図っていく。

[KPI] 緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率 75.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26) ⇒ 74.5% (H32)

《道路施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である道路トンネルの個別施設計画の策定を進めていく。

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

- 中小鉄道事業者である第3セクター鉄道に対し、国庫補助制度等を活用した安全確保対策等の取組について必要な支援を行っていく。
- 発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保のため、関係機関の連携による情報収集や情報の共有化について定めた災害対応マニュアルが有効に機能するよう、随時、見直しを実施するなど、関係機関との連携強化を図る。

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、県土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波性能の強化)

- 災害時における経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を県内の港湾が担うため、耐震強化岸壁の整備促進を図っていく。

《漁港施設の耐震・耐津波強化対策》

- 災害時において、岩手県地域防災計画で海上輸送拠点に位置付けられている漁港が、近隣漁業集落への緊急物資や人員の輸送拠点としての役割を果たすことができるよう、漁港施設機能強化事業により、岸壁及び防波堤等の耐震・耐津波の強化を推進する。

[KPI] 海上輸送拠点の漁港における耐震・耐津波強化対策漁港の割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

《港湾施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、港湾施設の個別施設計画の策定を進めていく。

《大規模災害時の空港運用体制の構築》【県土整備部】

- 大規模災害時においても、救援救助活動の重要拠点としての役割を果たすため、職員体制の確保も含め、空港機能を維持するための対策について定めた業務継続計画（花巻空港 BCP）の策定を進めていく。

[KPI] 空港 BCP の策定割合 0.0% (H27) ⇒ 100.0% (H32)

《空港施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 個別施設計画に基づいた計画的で効率的な維持管理を推進していく。

《農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化》【農林水産部】

- 被災により、食料需給に甚大な影響を及ぼさないよう、農地の保全や農業水利施設、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策を推進する。
- 農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを行っていく。
- 市町村との連携を密にしながら、農山村地域の生活道路や、緊急時の輸送路としての機能を有する農道（農道橋、トンネル）の計画的な点検診断を実施し、補修必要箇所の補強工事などの保全対策を適切に推進する。
- 漁港施設の耐震・津波強化対策や老朽化対策を進めるため、機能診断及び機能保全計画の策定を推進する。

[KPI] 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査(レベル2診断)の実施割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

漁港施設の機能保全計画策定割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

陸揚岸壁や防波堤が耐震・耐津波強化された流通・生産拠点漁港の割合(県管理) 0.0% (H25) ⇒ 70.0% (H32)

《耕作放棄地の発生防止・活用》【農林水産部】

- 地域農業再生協議会を中心に、地域農業マスタープランの実践を通じた、農地の取得、利用集積等により、耕作放棄地の再生利用や、発生抑制のための取組を推進する。
- 調査による耕作放棄地の現状把握、耕作放棄地再生利用記入対策交付金の活用や、農地中間管理機構事業の活用により、地域農業の担い手に農地が集積され活用されるよう取組を推進する。

[KPI] 農地集積面積 82,026ha (H26) ⇒ (今後設定) ha (H32)

《森林資源の適切な保全管理》【農林水産部】

(適切な森林整備の推進)

- 土砂災害防止や、洪水緩和等の機能を有する森林資源の適切な保全管理を進めるため、森林整備事業等により、間伐や伐採跡地への造林など、適切な森林整備を推進する。

[KPI] 間伐面積 7,116ha (H25) ⇒ 90,000ha (H32)

造林面積 733ha (H26) ⇒ 1,300ha (H32)

(県民への普及啓発)

- 県民参加の森林づくり促進事業やいわて森のゼミナール推進事業等により、森林資源の保全管理に係る県民の理解を促進し、併せて山火事の初期消火体制の整備などの防災体制の強化を進める。

(地域住民等の活動支援)

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、いわて里山再生協議会による各種団体の活動支援を通じ、地域住民やNPO等の森林整備活動や森林環境教育などを促進する。

(シカによる被害防止)

- 関係機関が連携し、シカの生息域の拡大を監視するとともに、生息域や被害状況の分析を進め、狩猟規制緩和や休猟区等の指定の見直しなどにより捕獲を促進する。
- 森林整備事業により、市町村や森林組合等による忌避剤の散布及び防護柵の設置を支援する。

5. いかなる大規模自然災害が発生しようとも必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

5-1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

《県営発電施設の災害対応力の強化》【企業局】

- 電力の長期供給停止を発生させないため、県営発電所の建築物等について、施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震化を推進する。

[KPI] 県営発電施設及び管理所等の耐震化率 50.0% (H26) ⇒ 70.0% (H32)

《石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実》【総務部】

- 石油コンビナート等防災計画について、適切な見直しを図るとともに、計画に基づく防災体制の充実を図るため、防災訓練を定期的実施する。

[KPI] 東日本大震災津波による被害の復旧以降に実施した石油コンビナート等総合防災訓練の回数
0回 (H26) ⇒ 3回 (H32)

《避難所、緊急車両等への石油燃料供給の確保》【商工労働観光部】

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 県石油商業共同組合との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。

(緊急車両等への石油燃料供給の確保)

- より円滑な燃料供給を図るため、県石油商業協同組合との協定に基づき、優先給油すべき緊急車両等を予め定義する。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。

《再生可能エネルギーの導入促進》【環境生活部、農林水産部、企業局】

- 風力発電や地熱発電導入は、セミナー等の開催による理解促進を図るとともに、市町村と連携しながら具体的に事業化を図る事業者の円滑な取組を促進していく。
- 避難所や市町村庁舎など、災害時に被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進する。
- 地域が災害時においても一定のエネルギーを賄えるよう、地域資源である再生可能エネルギーを最大限活用した自立・分散型エネルギー供給体制の整備を推進する。
- 県自らの再生可能エネルギーの導入促進の取組として、水力や風力を活用した県営発電所の建設を推進する。
- 環境面で優れている木質バイオマスの利用を促進するため、木質バイオマスコーディネーターの活動を通じて、木質バイオマス燃焼機器の公共施設や産業分野への導入促進、供給者と需要者間の供給量や価格等による協定の締結促進による燃料の安定供給体制整備を推進する。

[KPI] (仮)県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合

13.1% (H25) ⇒ 23.9% (H32)

(仮)再生可能エネルギーによる電力自給率 18.9% (H26) ⇒ 35.0% (H32)

再生可能エネルギーを活用した県営発電所 18か所 (H26) ⇒ 19か所 (H32)

産業分野の木質バイオマス導入事業者数 26事業者 (H26) ⇒ (今後設定) (H32)

《電力系統の接続制約等の改善》【環境生活部】

- 再生可能エネルギー発電設備の導入における接続制約の解消に向け、引き続き、国に対し系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化を要望していく。

5-2) 上下水道等の長期間にわたる供給停止

《水道施設の防災機能の強化》【環境生活部】

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進していく。

[KPI] 基幹管路の耐震適合率 44.8% (H25) ⇒ 50.0% (H32)

浄水施設の耐震化率 22.6% (H25) ⇒ 25.0% (H32)

配水池の耐震化率 27.7% (H25) ⇒ 30.0% (H32)

《公共下水道施設の防災機能の強化》【農林水産部、県土整備部】

- 避避難場所等における公衆衛生確保のため、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する事業の促進が図られるよう、必要な助言等を実施していく。

《事業継続計画（下水道BCP）の策定》【県土整備部】

- 下水道 BCP 未策定の市町村に対し、策定の促進が図られるよう、必要な助言等を実施していく。

[KPI] 事業継続計画（下水道BCP）の策定率 [市町村事業] 90.0% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

《下水の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である管路施設の個別施設計画の策定を進めていく。

《工業用水施設の耐震化》【企業局】

- 配管更新基本計画を定期的に見直しながら、工業用水道施設（管路）の耐震化を進める。

[KPI] 県工業用水道施設（管路）耐震化率 53.0% (H26) ⇒ 70.0% (H32)

5-3) 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

《道路施設の災害対策の推進》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策の推進)

- 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進する。
- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等の取組を支援する。

[KPI] 道路法面など防災施設の対策率	58.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	1.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	69.1% (H26) ⇒ 90.0% (H32)

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

- 大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進する。
- 災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図っていく。
- 大規模災害発生時の倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図っていく。

[KPI] 緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率	75.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
高規格幹線道路等の供用率	55.9% (H26) ⇒ 74.5% (H32)

《道路施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である道路トンネルの個別施設計画の策定を進めていく。

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

- 中小鉄道事業者である第3セクター鉄道に対し、国庫補助制度等を活用した安全確保対策等の取組について必要な支援を行っていく。
- 発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保のため、関係機関の連携による情報収集や情報の共有化について定めた災害対応マニュアルが有効に機能するよう、随時、見直しを実施するなど、関係機関との連携強化を図る。

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、県土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波性能の強化)

- 災害時における経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を県内の港湾が担うため、耐震強化岸壁の整備促進を図っていく。

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

- 災害時において、岩手県地域防災計画で海上輸送拠点に位置付けられている漁港が、近隣漁業集落への緊急物資や人員の輸送拠点としての役割を果たすことができるよう、漁港施設機能強化事業により、岸壁及び防波堤等の耐震・耐津波の強化を推進する。

[KPI] 海上輸送拠点の漁港における耐震・耐津波強化対策漁港の割合	0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
------------------------------------	---------------------------

《港湾施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、港湾施設の個別施設計画の策定を進めていく。

《大規模災害時の空港運用体制の構築》【県土整備部】

- 大規模災害時においても、救援救助活動の重要拠点としての役割を果たすため、職員体制の確保も含め、空港機能を維持するための対策について定めた業務継続計画（花巻空港 BCP）の策定を進めていく。

[KPI] 空港 BCP の策定割合 0.0% (H27) ⇒ 100.0% (H32)

《空港施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 個別施設計画に基づいた計画的で効率的な維持管理を推進していく。

6. いかなる大規模自然災害が発生しようとも制御不能な二次災害を発生させない

6-1) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

《農山村地域における防災対策の推進》【農林水産部】

- 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の農業生産基盤整備を着実に推進する。
- 大雨や地震等による、ため池等の決壊などを未然に防止するため、農村地域防災減災事業により、ため池や農業用ダムの点検・診断を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う。
- ため池や農業用ダムの氾濫解析図を作成し、市町村が行うハザードマップの作成を支援する。
- 大雨等による土石流の発生などの災害を防止し、農山村地域における安全対策を推進するため、市町村等の協力を得ながら、点検等による山地災害危険地区の把握と、山地災害の未然防止に努め、新たな「治山事業四箇年実施計画」に基づき、治山事業の推進、直轄治山事業負担金の活用等により、計画的に山地災害危険地区の整備を図る。

[KPI] ため池の点検・診断実施割合	0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査（レベル2診断）の実施割合	0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
ため池のハザードマップ策定率	8.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
山地災害防止機能が確保された集落数	951集落 (H26) ⇒ 1,001集落 (H32)

《ダム施設の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である水門、樋門、陸閘、ダム等の個別施設計画の策定を進めていく。

《旧松尾鉱山新中和処理施設の稼働の継続》【環境生活部】

- 本施設においては、旧松尾鉱山からの強酸性の坑廃水が赤川に流入し北上川本川を汚染することを防止するため、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を活用し、稼働の継続を図る。
- 自然災害発生時でも稼働停止というリスクから避けるため、同補助金を活用し、本施設の維持管理と防災機能の強化を推進する。

《特定動物の逸走防止》【環境生活部】

- 特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じられるよう、引き続き、特定動物飼養施設への立入調査を実施し、飼養施設の点検の定期的な実施、飼養又は保管の状況の定期的な確認等必要な指導を行う。

《温泉供給の維持》【環境生活部】

- 災害時における源泉及び温泉供給施設等の被災状況について、温泉事業者を通じて確認できる体制の構築を推進する。
- 県内の主要温泉地域における定点源泉において、年2回の定点調査を実施し、平常時の温泉供給に関する基礎データの蓄積を図る。

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

《農山村地域における防災対策の推進》【農林水産部】

- 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の農業生産基盤整備を着実に推進する。
- 大雨や地震等による、ため池等の決壊などを未然に防止するため、農村地域防災減災事業により、ため池や農業用ダムの点検・診断を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を推進する。
- ため池や農業用ダムの氾濫解析図を作成し、市町村が行うハザードマップの作成を支援する。
- 大雨等による土石流の発生などの災害を防止し、農山村地域における安全対策を推進するため、市町村等の協力を得ながら、点検等による山地災害危険地区の把握と、山地災害の未然防止に努め、新たな「治山事業四箇年実施計画」に基づき、治山事業の推進、直轄治山事業負担金の活用等により、計画的に山地災害危険地区の整備を図る。

[KPI] ため池の点検・診断実施割合	0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査（レベル2診断）の実施割合	0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
ため池のハザードマップ策定率	8.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
山地災害防止機能が確保された集落数	951 集落 (H26) ⇒ 1,001 集落 (H32)

《農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化》【農林水産部】

- 被災により、食料需給に甚大な影響を及ぼさないよう、農地の保全や農業水利施設、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策を推進する。
- 農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進する。
- 市町村との連携を密にしながら、農山村地域の生活道路や、緊急時の輸送路としての機能を有する農道（農道橋、トンネル）の計画的な点検診断を実施し、補修必要箇所の補強工事などの保全対策を適切に推進する。
- 漁港施設の耐震・津波強化対策や老朽化対策を進めるため、機能診断及び機能保全計画の策定を推進する。

[KPI] 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	1.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査（レベル2診断）の実施割合	0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
漁港施設の機能保全計画策定割合	0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
陸揚岸壁や防波堤が耐震・耐津波強化された流通・生産拠点漁港の割合（県管理）	0.0% (H25) ⇒ 70.0% (H32)

《耕作放棄地の発生防止・活用》【農林水産部】

- 地域農業再生協議会を中心に、地域農業マスタープランの実践を通じた、農地の取得、利用集積等により、耕作放棄地の再生利用や、発生抑制のための取組を推進する。
- 調査による耕作放棄地の現状把握、耕作放棄地再生利用記入対策交付金の活用や、農地中間管理機構事業の活用により、地域農業の担い手に農地が集積され活用されるよう取組を推進する。

[KPI] 農地集積面積 82,026ha (H26) ⇒ (今後設定) ha (H32)

《森林資源の適切な保全管理》【農林水産部】

（適切な森林整備の推進）

- 土砂災害防止や、洪水緩和等の機能を有する森林資源の適切な保全管理を進めるため、森林整備事業等に

より、間伐や伐採跡地への造林など、適切な森林整備を推進する。

[KPI] 間伐面積 7,116ha (H25) ⇒ 90,000ha (H32)

造林面積 733ha (H26) ⇒ 1,300ha (H32)

(県民への普及啓発)

- 県民参加の森林づくり促進事業やいわて森のゼミナール推進事業等により、森林資源の保全管理に係る県民の理解を促進し、併せて山火事の初期消火体制の整備などの防災体制の強化を進める。

(地域住民等の活動支援)

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、いわて里山再生協議会による各種団体の活動支援を通じ、地域住民やNPO等の森林整備活動や森林環境教育などを促進する。

(シカによる被害防止)

- 関係機関が連携し、シカの生息域の拡大を監視するとともに、生息域や被害状況の分析を進め、狩猟規制緩和や休猟区等の指定の見直しなどにより捕獲を促進する。
- 森林整備事業により、市町村や森林組合等による忌避剤の散布及び防護柵の設置を支援する。

《農林水産業の担い手の確保》【農林水産部】

- 経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な農林水産業が展開されるよう、生産者の確保や経営体の育成を図る。
- 農業においては、地域農業マスタープランに位置付けられた認定農業者等の先導的な経営体や、新規学卒者、Uターン者等の新規就農者を確保するため、リーディング経営体育成事業や新規就農者への青年給付金により経営の安定化を進める。
- 林業においては、(公財)岩手県林業労働対策基金の、基金事業の活用による人材育成対策に取り組み、事業体の雇用環境の整備等による経営体質強化を図るとともに、林業就業促進資金貸付金の活用や、森林経営実践力アップ事業等により、林業就業者の確保や林業経営体の育成を進める。
- 漁業においては、各漁協が策定した地域再生営漁計画の実行を支援し、市町村の漁業就業奨励金による経済的支援等と連携しながら、国の事業を活用した漁業就業マッチングや長期研修機会の提供等により、新規漁業就業者の確保を進め、併せて、県の漁業担い手確保・育成総合対策事業等の実施により、地域漁業の再生を牽引する生産性・収益性の高い漁業経営体の育成を進める。

[KPI] 先導的な経営体の育成数 20 経営体 (H26) ⇒ (今後設定) 経営体 (H32)

法人化した集落営農組織数 127 組織 (H26) ⇒ (今後設定) 組織 (H32)

新規就農者数 246 人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)

林業の現場技術者養成数 395 人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)

新規漁業就業者数 40 人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)

《農林水産業の生産基盤・経営の強化》【農林水産部】

(農地の集約化)

- 地域農業マスタープランの実現を基本に、プランが作成された地域を農地中間管理事業の重点区域に設定し、機構集積協力金交付事業も併せて実施するなど、中心経営体への農地の集積・集約化を促進し、農業経営の高度化や生産の効率化により、経営体質の強化を図る。

[KPI] 農地集積面積 82,026ha (H26) ⇒ (今後設定) ha (H32)

(効率的かつ安定的な林業経営基盤の構築)

- 林業事業体の経営体質強化のため、事業体による森林経営計画の作成を支援し、森林施業の集約化や森林整備事業による間伐、伐採跡地への造林などを促進する。

[KPI] 造林面積 733ha (H26) ⇒ (今後設定) ha (H32)

(漁業生産基盤の効率的な活用促進)

- 地域漁業の再生を牽引する、生産性・収益性の高い漁業経営体を育成するため、各経営体の規模拡大や、漁協を核とした共同生産体制等を構築するとともに、養殖施設の生産効率を把握・評価し、利用者の意欲と能力に応じた施設の再配分を進め、養殖漁場の効率的利用と適正管理を促進する。

[KPI] 養殖ワカメ経営体当たりの養殖施設数 7.8 台 (H26) ⇒ (今後設定) 台 (H32)

7. いかなる大規模自然災害が発生しようとも地域社会・経済を迅速に再建・回復する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態

《災害廃棄物処理対策》【環境生活部、保健福祉部】

- 災害が発生した場合において、県や市町村、関係団体（県産業廃棄物協会、県環境整備事業協同組合）が協定等に基づき円滑に災害廃棄物処理を実施するため、平常時においても当該協定等の締結・確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進する。
- 市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制を構築するため、国の災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定について助言等を行っていく。
- 津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を周知するなど、ばく露防止対策を推進する。
- 毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物を取扱う者に対する指導等を実施し、流出時の応急措置実施の徹底を図る。

[KPI] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26) ⇒ 63.5% (H32)

7-2) 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

《防災ボランティアの活動支援》【保健福祉部】

- 「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づき、防災ボランティアによる支援が効果的に行われるよう、活動推進に係る研修の実施などにより、平常時から関係機関・団体による防災ボランティア支援ネットワークを構築するとともに、地域で防災ボランティアを円滑に受け入れる「受援力」を高める取組を推進する。

[KPI] 研修への参加関係機関・団体数 37 団体 (H26) ⇒ (今後設定) 団体 (H32)

《防災人材育成》【総務部】

- 防災人材育成のため、自主防災組織リーダー研修会を開催するとともに、岩手県地域防災サポーターの派遣等を行う。

[KPI] 自主防災組織に対する研修会の実施回数 2 回 (H26) ⇒ 14 回 (H32)

《農林水産業の担い手の確保》【農林水産部】

- 経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な農林水産業が展開されるよう、生産者の確保や経営体の育成を図る。
- 農業においては、地域農業マスタープランに位置付けられた認定農業者等の先導的な経営体や、新規学卒者、Uターン者等の新規就農者を確保するため、リーディング経営体育成事業や新規就農者への青年給付金により経営の安定化を進める。
- 林業においては、(公財)岩手県林業労働対策基金の、基金事業の活用による人材育成対策に取り組み、事業体の雇用環境の整備等による経営体質強化を図るとともに、林業就業促進資金貸付金の活用や、森林経営実践力アップ事業等により、林業就業者の確保や林業経営体の育成を進める。
- 漁業においては、各漁協が策定した地域再生営漁計画の実行を支援し、市町村の漁業就業奨励金による経済的支援等と連携しながら、国の事業を活用した漁業就業マッチングや長期研修機会の提供等により、新規漁業就業者の確保を進め、併せて、県の漁業担い手確保・育成総合対策事業等の実施により、地域漁業の再生を牽引する生産性・収益性の高い漁業経営体の育成を進める。

[KPI] 先導的な経営体の育成数 20 経営体 (H26) ⇒ (今後設定) 経営体 (H32)

法人化した集落営農組織数 127 組織 (H26) ⇒ (今後設定) 組織 (H32)

新規就農者数 246 人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)

林業の現場技術者養成数 395 人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)

新規漁業就業者数 40 人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)

《建設業の担い手の育成・確保》【県土整備部】

- 建設企業の経営改善のため、建設企業の経営力強化をテーマとした講習会を開催していく。
- 技能者の育成と確保のため、引き続き建設業の入職促進・人材育成への取組を進めていく。

[KPI] 経営力強化等をテーマとする講習会受講者数 587 人 (H26) ⇒ 700 人 (H32)

《人材育成を通じた産業の体質強化》【商工労働観光部】

- 各産業におけるネットワークの連携を進め、産業人材の育成基盤を強化するとともに、内陸と沿岸の企業連携を支援し、本県産業を担う人材の育成や足腰の強い産業の体質強化を促進していく。

《生産技術の復旧支援体制》【農林水産部】

- 被災後の農林漁家の生産活動が早期に再開できるよう、農林漁業者に対する経営再開のための支援事業を継続する。

《災害時連携体制整備》【農林水産部、県土整備部】

- 災害時における応急業務等の連携が図られるよう、引き続き、災害時の連携が必要とされる団体について、協定の締結に取り組んでいく。
- 災害時における農地・農業用施設、漁港・漁場の応急対策業務に備えるため、農村の災害時における農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）の取組、漁港・漁場の応急対策に関する協定を継続していく。

《技術職員等による応援体制の構築》【総務部、政策地域部、農林水産部】

- 現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、国による任期付職員の一括採用や技術職員の確保・育成体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働き掛けていく。
- 大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における、被災市町村からの応援要請に対応するため、官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」による支援の取組を継続していく。

7-3) 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態

《地域コミュニティ力の強化》【政策地域部、農林水産部】

- 地域コミュニティ活動のモデルとなる団体を「元気なコミュニティ特選団体」として引き続き選定し、関係団体の活動促進を図るほか、県内外の先進的な事例を紹介し、地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発を行う。
- 地域づくり活動の担い手の育成のため、地域づくり関連のセミナー等を開催するとともに、地域外の人材（復興支援員など）の活用を進める。
- 災害発生時における、地域住民の対応能力の向上や、地域コミュニティ機能の迅速な再構築が図られるよう、多面的機能支払制度による、農地や水路等の保全管理活動など、農山漁村における共同活動の取組を維持・活性化する。
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用による、森林整備等の活動の支援を継続する。
[KPI] 元気なコミュニティ特選団体の認定数 137 団体 (H26) ⇒ 167 団体 (H32)
農振農用地に占める共同活動取組面積の割合 27.0% (H25) ⇒ 61.0% (H32)

《学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援》【教育委員会事務局】

- 東日本大震災津波により、当面、新たなコミュニティ形成の必要性が生じており、また、地域における災害時の対応力を向上させるため、コミュニティの強化を図る。
- 沿岸部において、外部から支援を受けて実施してきた事業を今後も継続するため、研修機会の充実により人材育成を推進する。
- 国、市町村、関係機関と連携しながら、地域住民の学びの場や交流の機会を確保するなど、地域コミュニティを強化するための支援等の充実を図る。
- 子ども・学校・家庭・地域・行政の5者の役割分担と連携により、地域の教育課題の解決と、教育を通じた地域づくりを推進する。
[KPI] 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 91.0% (H26) ⇒ 92.2% (H32)

《地籍調査の実施》【農林水産部】

- 津波被害等により用地境界等が流失した場合であっても、復元等が円滑に行えるよう、市町村が行う国土調査事業の計画的な実施を支援する。
[KPI] 地籍調査進捗率 84.0% (H25) ⇒ 86.0% (H32)